

## 第 7 章

### 手当・年金

## (1) 障害者に関する手当

### ○在宅心身障害者福祉手当

内 容 心身に重度、中度の障害、又は軽度の知的障害があり、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当を受給していない又は在宅要介護高齢者介護手当の受給者の介護を受けていない方に、在宅心身障害者福祉手当を支給します。

※手当は障害者本人名義の口座に振込となります

※障害者本人の個人住民税が課税の場合、手当は支給停止となります

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	受給者本人の 住民税が非課税の方
1 級 2 級 20歳未満の3級	Ⓐ A 20歳未満のB	1 級	月額 7,000円
———	20歳以上のC	———	月額 3,000円

支払日は、毎年9月末日、3月末日です。

※申請日等により、上記支払日に限らず適宜対応することがあります

対 象

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②身体障害者手帳3級の方（20歳未満）
- ③療育手帳Ⓐ～Aの方
- ④療育手帳Bの方（20歳未満）
- ⑤療育手帳Cの方（20歳以上）
- ⑥特別児童扶養手当の支給に関する法律施行令別表第1又は第2に定める程度の方（精神障害者保健福祉手帳1級の方、特別児童扶養手当（1級）を受給されている方等）

※ただし、次のいずれかに該当される場合は支給対象外となります

- (1)特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過措置による福祉手当を受給されている方
- (2)在宅要介護高齢者介護手当を受給されている方の介護を受けている方
- (3)施設に入所されている方
- (4)平成22年4月1日以降に対象となる手帳を交付された65歳以上の方

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

○難病患者見舞金制度

内 容 狭山市に住所があり、埼玉県発行の指定疾患医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかを交付されている方に見舞金を支給します。

- ・支給額は、10,000円（生涯1回限り）

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

○特別障害者手当

内 容 20歳以上であって、精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金1級程度の障害が重複する方、及びそれと同程度以上と認められる方）。ただし、施設に入所中の方、及び継続して3ヵ月を超えて病院等に入院している方は除きます。

- ・手当額は、月額28,840円（令和6年4月現在）
- ・5、8、11、2月にそれぞれ3ヵ月分まとめて本人名義の口座に支給します
- ・障害者本人と扶養義務者について、一定額以上の所得がある場合、支給停止となります

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

○障害児福祉手当

内 容 20歳未満であって、概ね身体障害者手帳1級及び2級の一部の方、療育手帳①の方、並びに精神障害、血液疾患、肝臓疾患等で、これと同程度の障害を有する方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方、及び施設に入所中の方は除きます。

- ・手当額は、月額15,690円（令和6年4月現在）
- ・5、8、11、2月にそれぞれ3ヵ月分まとめて本人名義の口座に支給します
- ・障害者本人と扶養義務者について、一定額以上の所得がある場合、支給停止となります

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

○経過措置による福祉手当

内 容 制度改正（昭和61年4月1日）前の福祉手当を受給していた方のうち、特別障害者手当も障害を支給事由とする年金も支給されない方。ただし、施設に入所中の方は除きます。

- ・ 手当額は、月額15,690円（令和6年4月現在）
- ・ 5、8、11、2月にそれぞれ3ヵ月分まとめて支給します
- ・ 障害者本人と扶養義務者について、一定額以上の所得がある場合、支給停止となります

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

○特別児童扶養手当

内 容 1年に3回（4、8、11月）、4ヵ月分を受給者名義の口座へ支給します。  
（※一定額以上の所得がある場合、支給停止となります）

- ・ 重度障害児1人につき月額55,350円（令和6年4月現在）
- ・ 中度障害児1人につき月額36,860円（令和6年4月現在）

対 象 次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父母又は養育者で、主として生計を維持している方

- ①身体障害者手帳1級～3級と4級の一部の方
- ②療育手帳○A～Aの方、またはB～Cの一部の方
- ③精神に障害があり、①、②と同程度であることが認められる方

※申請の際、特別児童扶養手当認定診断書の提出が必要となる場合があります

注意点 次の項目に該当している場合は、申請ができません

- (1)障害児が施設に入所している場合
- (2)障害児が児童の障害を支給事由とする公的年金を受給している場合

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

○児童扶養手当

内 容 父親又は母親のいない家庭や父親又は母親に一定の障害がある家庭、父母に代わって児童を養育している家庭に手当を支給しています。なお、受給資格者・扶養義務者の所得が一定額以上の場合、減額又は支給されないことがあります。

※婚姻届を提出していなくても事実上婚姻関係にある場合や年金を受給している場合などは、支給の対象とならないこともありますので、詳しくはお問い合わせください

対 象 次のいずれかに該当する児童（18歳に達した日の属する年度の末日まで、児童が一定の障害の状態にある場合は20歳まで）を養育しているひとり親家庭等の父・母又は養育者

- (1) 父母が婚姻を解消した児童（内縁関係《事実婚》の解消も含む）
  - (2) 母が未婚のまま出産した児童
  - (3) 父又は母が死亡した児童
  - (4) 父又は母が一定の障害の状態にある児童
  - (5) その他の理由で父又は母と生計を別にし、かつ監護されていない児童
- 手当の月額、児童1人の場合、45,500円～10,740円、2人目10,750円～5,380円加算、3人目以降6,450円～3,230円加算（令和6年4月現在）

※所得制限あり

問い合わせ こども支援課 電話 04-2953-1111 内線 1539 FAX 04-2955-2099

## (2) 障害者扶養共済制度

### ○心身障害者扶養共済制度

内 容 障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者に万一のこと（死亡、重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

当該制度は、都道府県・指定都市が実施している任意加入制度です。

加入者（保護者）は掛金(加入時の加入者の年齢により1口9,300円から23,300円)を納めます。なお、所得、加入者の年齢と加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

加入者が死亡又は重度障害の状態になった場合、障害者に年金が支給されます。障害者1人に対して加入者は、2口まで加入できます。

- ・1口の場合・・・月額20,000円
- ・2口の場合・・・月額40,000円

また、加入者より障害者が先に死亡した際は、加入期間が1年以上の場合、弔慰金が支給されます。

※制度の見直しにより、掛金等の額が改正されることがあります

対 象 次の要件すべてに該当する方

- ①心身障害者（※）を現に扶養している保護者であること
- ②加入時、県内に住んでいること（さいたま市を除く）
- ③加入者の年齢が、加入時の年度の4月1日時点で65歳未満であること
- ④加入者は、特別の疾病または障害がなく、生命保険に加入可能な健康状態であること

※心身障害者とは、次のいずれかに該当する方です

- ①療育手帳所持者
- ②身体障害者手帳の等級が1級から3級までの障害者
- ③精神又は身体に永続的な障害のある方で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる方

問い合わせ 障がい者福祉課 電話 04-2953-1111 内線 1591 FAX 04-2952-0615

埼玉県福祉部障害者福祉推進課 電話 048-830-3315

### (3) 公的年金制度

#### ○障害基礎年金

内 容 年金額（年額）は、1級 1,020,000円、2級 816,000円です。

また、障害基礎年金の受給権を得た方が生計を維持している18歳以下の子があるときは、その子が18歳到達年度（4月から翌年の3月の末日）まで、20歳未満で障害の程度が1～2級の子があるときは、その子が20歳到達月の前月まで、次の表の額が加算されます。

加算対象の子	加算額（年額）
第1子・第2子（1人につき）	各 234,800円
第3子以降の子（1人につき）	各 78,300円

対 象 次のいずれの条件にも該当する方

- ① 初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）に、国民年金加入中の方か、国民年金に加入していた方で、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満（繰上げ受給者を除く）の方
- ② 障害認定日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日から1年6ヵ月を経過した日か、1年6ヵ月以内に症状が固定した日）に、政令で定められている障害等級表の1級又は2級の障害の状態になっていること。または、障害認定日に1級・2級に該当しなかった方が、65歳に達する日の前日までに該当となったこと
- ③ 初診日の前日において、初診日の月の前々月まで被保険者期間のうち、保険料納付済期間等（保険料免除、納付猶予及び学生納付特例期間を含む）が3分の2以上あるか、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないか、どちらかの保険料納付要件を満たしていること

20歳前のけがや病気で障害者になった方は

国民年金に加入する20歳前に初診日があった場合は、20歳になった時（障害認定日が20歳以降のときは障害認定日）に障害等級表で定める障害の状態になっていれば、申請により障害基礎年金が受けられます。なお、受給が始まっても、本人の所得状況により年金の半額または全額の支給が停止されることがあります。

問い合わせ 保険年金課 電話 04-2953-1111 内線 1055～1057 FAX 04-2952-0566

○特別障害給付金

内 容 国民年金の任意加入期間に加入しなかったため、障害基礎年金等を受給できない障害者の方に支給されます。

支給される額は、障害基礎年金1級に該当する方で月額55,350円（2級の1.25倍）、障害基礎年金2級に該当する方は月額44,280円です。

- ・ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額が停止される場合があります。
- ・老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額相当は支給されません。また、経過的福祉手当を受給されている方は、該当手当の支給は喪失します。

対 象 ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等（厚生年金、共済組合などの加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在の障害状態が障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方に限られます。請求についても、65歳に達する日の前日までに行う必要があります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象にはなりません。

問い合わせ 保険年金課

電話 04-2953-1111 内線 1055～1057 FAX 04-2952-0566

## ○障害厚生年金、障害手当金

内 容 初診日に厚生年金保険に加入中である人が、その病気・けがで、障害認定日（初診日から1年6ヵ月を経過した日か、その期間内に治った日又は症状が固定した日）に一定の障害（1級～3級）の状態にある場合に障害厚生年金が受けられます。

初診日に厚生年金保険に加入中である人の病気・けがが5年以内に治り、3級よりやや軽い一定の障害が残った場合は、障害手当金（一時金）が受けられます。

障害認定日に1級～3級の障害の状態になかった人が、その後65歳の誕生日の前々日までに障害の状態が悪化し、1級～3級の障害の状態になった場合は、本人の請求のあった月の翌月分から障害厚生年金を受けられます。（65歳の誕生日の前々日までに請求する必要があります）

※障害給付を受けるには、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です

## 障害厚生年金（障害手当金）の年金額

---

1級＝報酬比例の年金額×1.25＋配偶者加給年金額＋1級の障害基礎年金＋子の加算額

---

2級＝報酬比例の年金額＋配偶者加給年金額＋2級の障害基礎年金＋子の加算額

---

3級＝報酬比例の年金額（最低 612,000円）  
（昭和31年4月1日以前に生まれた方は610,300円）

---

障害手当金（一時金）＝報酬比例の年金額×2.0（最低 1,224,000円）  
（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,220,600円）

---

※報酬比例の年金額は、次の式で計算した額です

平均標準報酬月額×7.125／1000×平成15年3月までの被保険者期間の月数＋平均標準報酬額×5.481／1000×平成15年4月以後の被保険者期間の月数

※ 被保険者期間が300月未満の場合については、上記の式で計算した年金額に300を全被保険者期間の月数で除して得た数を乗じて、全体を300月分に増額します。

問い合わせ ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165  
03-6700-1165（050から始まる電話の場合）